

# 日本政策金融公庫等による資金繰り支援 (実質無利子・無担保・既往債務借換)

令和2年度補正予算額 **1兆442.0億円** <うち財務省計上5,421.0億円>

## 事業の内容

### 事業目的・概要

- 令和元年度予備費により措置した、新型コロナウイルス感染症の影響により、業況悪化を来している中小企業・小規模事業者・個人事業主（事業性のあるフリーランスを含む）等の資金繰り支援を継続実施するため、出資金により日本政策金融公庫の財務基盤を強化します。

### ①日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫等による特別貸付

- 日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫（危機対応融資）等が「新型コロナウイルス感染症特別貸付」を実施します。
- また、新規融資とあわせて既往債務の借換を可能とし、借換部分についても当初3年間0.9%の金利引下げを行うことで、月々の利息負担及び返済負担軽減を図ります。

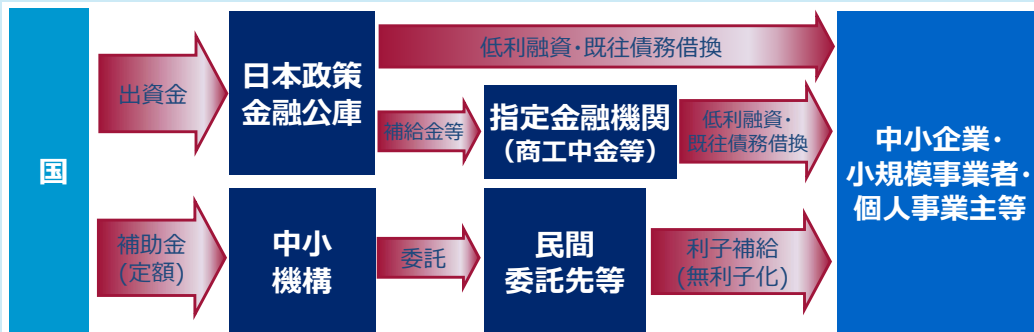
### ②利子補給による実質無利子化

- 一定の要件を満たした事業者に対して、既往債務の借換部分を含め、借入後3年間の利子補給を実施することで、実質無利子化します。

### 成果目標

- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者・個人事業主（事業性のあるフリーランスを含む）等の資金繰り円滑化。

### 条件（対象者、対象行為、補助率等）



## 事業イメージ

### ①日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫等による特別貸付

融資対象：新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1か月の売上が前年又は前々年比5%以上減少した方

※業歴3か月以上1年1ヶ月未満の場合等は、最近1か月の売上が過去3か月（最近1か月を含む。）の売上高の平均額に比し5%以上減少していること等。

（※）個人事業主（事業性のあるフリーランス含み、小規模に限る）は、影響に関する定性的な説明でも可とするよう柔軟に運用

※商工組合中央金庫は別途、危機対応業務として中堅向け貸付等も実施

貸付限度：中小事業3億円（別枠）、国民事業6千万円（別枠）  
商工中金等（以下、危機対応）3億円

貸付利率：当初3年間 基準利率▲0.9%、4年目以降基準利率

中小事業・危機対応1.11%→0.21%、国民事業：1.36%→0.46%

利下げ限度額：中小事業・危機対応1億円、国民事業3千万円

※貸付限度額・利下げ限度額は新規融資と既往債務借換の合計

貸付期間：設備資金20年以内、運転資金15年以内

据置期間：5年以内 担保：無担保

基準利率：中小事業・危機対応1.11%、国民事業1.36%

※令和2年4月1日時点、貸付期間5年、信用力や担保の有無に関わらず一律

### ②利子補給による実質無利子化

適用対象：日本政策金融公庫等の新型コロナウイルス感染症特別貸付等により借入を行った事業者のうち、以下の要件を満たす方

- ①個人事業主（事業性のあるフリーランスを含み、小規模に限る）・・・要件無し
- ②小規模事業者（法人に限る）……………売上高▲15%
- ③中小企業者（上記①②を除く）……………売上高▲20%

補給上限：中小事業・危機対応1億円、国民事業3千万円、当初3年間

※利子補給上限は、新規融資と既往債務借換との合計金額

小規模要件：製造業、建設業、運輸業、その他業種は従業員20名以下  
卸売業、小売業、サービス業は従業員5名以下

# 小規模事業者経営改善資金の拡充(新型コロナウイルス対策マル経)

令和2年度補正予算額 **29.0億円** (財務省計上)

## 事業の内容

### 事業目的・概要

- 小規模事業者経営改善資金融資（通称：マル経融資）制度は、商工会・商工会議所・都道府県商工会連合会の経営指導員による経営指導を受けた小規模事業者に対して、日本政策金融公庫が無担保・無保証人・低利で融資を行う制度です。
- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた小規模事業者の資金繰りを支援するため、新型コロナウイルス対策特枠として、以下の措置を実施します。
  - ① 貸付限度額について、別枠として1,000万円を措置
  - ② 貸付金利について、別枠1,000万円の範囲内で、当初3年間、通常の金利から▲0.9%引下げ
  - ③ 据置期間について、設備資金を4年以内、運転資金を3年以内に延長

### 条件（対象者、対象行為、補助率等）

- 貸付対象者は、新型コロナウイルス感染症の影響により最近1か月の売上高が5%以上減少した小規模事業者です。

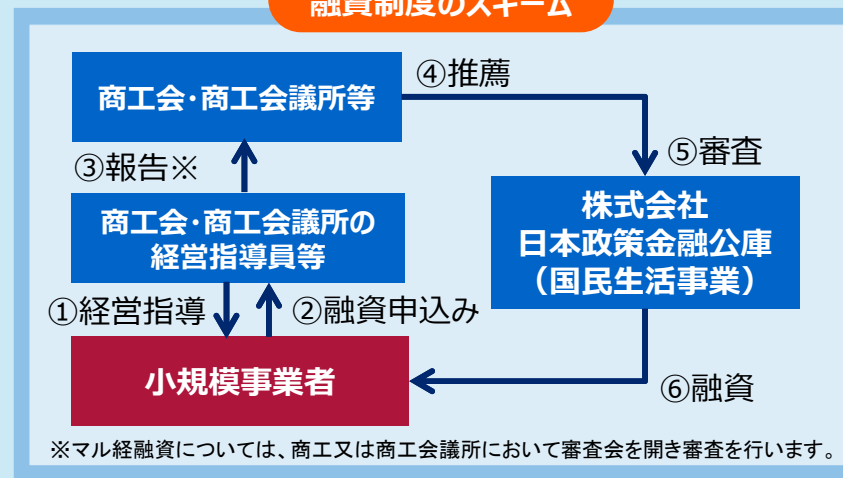
### 成果目標

- 本融資を通じて小規模事業者の経営改善の促進を目指します。



## 事業イメージ

### 融資制度のスキーム



### 貸付条件

#### <新型コロナウイルス対策特枠>

- 貸付限度額：別枠1,000万円
- 貸付金利：0.31%（令和2年3月10日現在）  
※当初3年間、経営改善利率より▲0.9%引下げ
- 貸付期間：設備資金10年以内、運転資金7年以内
- 据置期間：設備資金4年以内、運転資金3年以内
- 担保等：担保・保証人は不要
- 経営指導：原則6か月以上、商工会等の経営指導を受けること

#### <本体枠>

- 貸付限度額：2,000万円
- 貸付金利：経営改善利率 1.21%（令和2年3月2日現在）
- 貸付期間：設備資金10年以内、運転資金7年以内
- 据置期間：設備資金2年以内、運転資金1年以内  
（担保等は新型コロナウイルス対策特枠と同じ）

# 民間金融機関を通じた資金繰り支援(保証料ゼロ、実質無利子化、借換保証)

令和2年度補正予算額 **2兆7,014億円** <うち財務省計上 1兆2,062億円>

## 事業の内容

### 事業目的・概要

- 新型コロナウイルス感染症により売上が減少した中小・小規模事業者等に対して、制度融資を活用して保証料補助や実質無利子化を行うことで、信用保証を伴う民間金融機関を活用した資金繰り支援を実施します。
- また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者の資金繰りを緩和するため、信用保証付融資の既往債務の借換により、返済負担を軽減します。一定の要件を満たした場合には、借換についても保証料補助や実質無利子化の対象とします。

### 成果目標

- 新型コロナウイルス感染症の影響により経営の安定に支障を生じている中小・小規模事業者・個人事業主の資金繰りを円滑化します。

### 条件 (対象者、対象行為、補助率等)

補助 (1.5兆円)【経産省計上】



出資 (1.2兆円)【財務省計上】



## 事業イメージ

- 新型コロナウイルス感染症の影響により経営の安定に支障を生じている中小・小規模事業者・個人事業者に対し、都道府県等が実施する制度融資を活用し、保証料ゼロや実質無利子化を実現。

対象要件：新型コロナウイルス感染症の影響により売高等が減少した事業者（セーフティネット保証4号、5号、危機関連保証の認定を受けた事業者が対象）

個人事業主(事業性のあるフリーランスを含み、小規模に限る)

▲5% 保証料ゼロ、無利子(当初3年)

中小・小規模事業者 ▲5% 保証料1/2

中小・小規模事業者 ▲15% 保証料ゼロ、無利子(当初3年)

融資上限額：3000万円、

